計画作成年度	令和３年度
計画主体	山形県天童市

天童市鳥獣被害防止計画

（連絡先）
担 当 部 署 名　山形県天童市経済部農林課
所　　在　　地　山形県天童市老野森１－１－１
電　話　番　号　023-654-1111
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　023-653-0744
メールアドレス　nourin@city.tendo.yamagata.jp

1　対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ムクドリ
計画期間	令和３年度から令和５年度まで
対象地域	山形県天童市内

2　鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針

(1)　被害の現状

鳥獣の種類	年度	被害の現状			
		品目	被害面積(a)	被害量（kg）	被害金額(千円)
ニホンザル	令和元年度	果　樹	２１５	６，４７１	４，２６９
		飼料作物	２０	２，６３６	６９
		野　菜	３０	８０	１４
		合　計	２６５	９，１８７	４，３５２
ツキノワグマ	令和元年度	果　樹	８５	４，１６６	１，７０４
		飼料作物	１５	１，９７７	５２
		野　菜	１０	５０	９
		合　計	１１０	６，１９３	１，７６５
イノシシ	令和元年度	稲	６５０	３７，７００	７，８７９
		雑　穀	１３５	１８２	４８
		果　樹	３５	３，２７３	５８３
		野　菜	９０	１０，４４５	３，９２７
		合　計	９１０	５１，６００	１２，４３７
ハシブトガラス・ハシボソガラス	令和元年度	稲	３０	１，７４０	３８５
		果　樹	１，０００	３９，６６３	１４，２７７
		合　計	１，０３０	４１，４０３	１４，６６２
ムクドリ	令和元年度	果　樹	４６５	１７，８１１	６，７１５
		合　計	４６５	１７，８１１	６，７１５
ニホンジカ	令和元年度	果　樹	―	―	―
		飼料作物	―	―	―
		野　菜	―	―	―
		合　計	―	―	―

(2)　被害の傾向

1　ニホンザル

・個体数の増加により被害地域が拡大している。

・人馴れが進み、人身被害の恐れがある。

・農作物への執着心が強く、里山に定住する傾向が見られる。

・６月以降において、果樹の食害が顕著である。

2　ツキノワグマ

・市内東部において、主に果樹に対する農作物被害が発生している。

3　イノシシ

・市内東部において、稲や畑の踏み荒しなど被害地域が拡大している。

4　ハシブトガラス・ハシボソガラス

・市内全域で、果樹及び稲に対する農作物被害が発生している。

・住宅地等において、フン害やゴミ荒らし等の被害が発生している。

5　ムクドリ

・市内全域で、果樹に対する被害が発生している。

6　ニホンジカ

・市内での被害は確認されていないが、近隣市町村での生息が確認されている。

(3)　被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和５年度）
ニホンザル	被害面積（a）	２６５	２３０
	被害量（kg）	９，１８７	８，２００
	被害金額（千円）	４，３５２	３，９００
ツキノワグマ	被害面積（a）	１１０	９０
	被害量（kg）	６，１９３	５，５００
	被害金額（千円）	１，７６５	１，５００
イノシシ	被害面積（a）	９１０	８１０
	被害量（kg）	５１，６００	４６，４００
	被害金額（千円）	１２，４３７	１１，１００
ハシブトガラス・ハシボソガラス	被害面積（a）	１，０３０	９２０
	被害量（kg）	４１，４０３	３７，２００
	被害金額（千円）	１４，６６２	１３，１００
ムクドリ	被害面積（a）	４６５	４１０
	被害量（kg）	１７，８１１	１６，０００
	被害金額（千円）	６，７１５	６，０００
ニホンジカ	被害面積（a）	―	―
	被害量（kg）	―	―
	被害金額（千円）	―	―

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　題
捕獲等に関する取組	鳥獣保護管理法及び山形県鳥獣保護管理事業計画に基づく有害鳥獣捕獲 平成２６年度から鳥獣被害対策実施隊を設置。	捕獲体制については、猟友会により行われてきたが、高齢化により、担い手不足になっている。
防護柵の設置等に関する取組	サル、イノシシ、クマ等侵入防止柵の設置	侵入防止柵を設置した園地には被害防止の効果が見られた。電気柵のため、草刈等の園地管理が必要である。
その他防除に関する取組	サル接近警戒システムの設置 打ち上げ花火による威嚇	市内５箇所にサル接近警戒システムを設置している（令和３年３月時点）。効果的な追払いのために、サイレンを聞いたら、必ず人が外に出て、花火を上げ、サルを山に追い払うことが必要である。併せて、適正な園地管理やこまめな巡回・追払い等の対策を継続的に実施する必要がある。

(5) 今後の取組方針

・サル接近警戒システムの有効活用
・生息状況調査、行動域調査の実施及び被害対策への反映
・地域自主防除組織などの地域ぐるみでの取り組みの支援
・各種広報や研修会の開催による啓発と情報提供
・各種団体や地域のリーダーの各種研修会への参加
・侵入防止柵の普及推進
・サル、クマ、イノシシ用の箱わなの設置強化
・ニホンジカの捕獲体制の構築

3　対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農作物被害地域において、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲等は、箱わなを主として実施する。クマの春季捕獲等必要な場合は、銃による捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年　度	対象鳥獣	取　組　内　容
令和３年度	ニホンザル・ ツキノワグマ・ イノシシ・ ニホンジカ・ ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ ムクドリ	・ニホンザル捕獲のため、テレメトリー発信機を活用する。 ・猟友会への支援強化を行う。 ・実施隊による一斉駆除を実施する。
令和４年度	ニホンザル・ ツキノワグマ・ イノシシ・ ニホンジカ・ ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ ムクドリ	・ニホンザル捕獲のため、テレメトリー発信機を活用する。 ・猟友会への支援強化を行う。 ・実施隊による一斉駆除を実施する。
令和５年度	ニホンザル・ ツキノワグマ・ イノシシ・ ニホンジカ・ ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ ムクドリ	・ニホンザル捕獲のため、テレメトリー発信機を活用する。 ・猟友会への支援強化を行う。 ・実施隊による一斉駆除を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
山形県鳥獣保護管理事業計画及び山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、生息状況調査及び個体数調整におけるモニタリングによる生息数の推定を行いながら、捕獲実施区域の現状を考慮に入れ、捕獲数について検討し、捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ニホンザル	５０頭	５０頭	５０頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画に基づく	山形県ツキノワグマ管理計画に基づく	山形県ツキノワグマ管理計画に基づく
イノシシ	１００頭	１２０頭	１２０頭
ニホンジカ	１０頭	１５頭	２０頭
ハシブトガラス・ハシボソガラス	１，０００羽	１，０００羽	１，０００羽
ムクドリ	１，５００羽	１，５００羽	１，５００羽

捕獲等の取組内容
銃器及び箱わな、罠による捕獲方法を励行しながら、捕獲率向上に向けた体制を整備する。なお、箱わなの使用にあたっては、ツキノワグマの錯誤捕獲に十分に留意する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
クマの春季捕獲時に山口地区において銃による捕獲を実施する。また、４月～１１月に市内東部地区において実施する有害鳥獣の捕獲についても、銃による捕獲も行う。

（注）　鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
天童市内	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ

4　防護柵の設置及びその他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整　備　内　容		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ニホンザル	電気柵 6,000m	電気柵 6,000m	電気柵 6,000m
イノシシ	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年　度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度	ニホンザル・ ツキノワグマ・ イノシシ・ ニホンジカ・ ハシブトガラス・ ハシボソガラス、 ムクドリ	テレメトリー発信機及びサル接近警戒システムを活用した追払いを実施。打ち上げ花火購入を支援し、追払いの取組みを強化する。 　また、適正な園地管理等の被害防止に対する研修を行い、放任果樹や廃果等の適切な処理などについて地域ぐるみの自衛強化の意識啓発を図る。
令和４年度	ニホンザル・ ツキノワグマ・ イノシシ・ ニホンジカ・ ハシブトガラス・ ハシボソガラス、 ムクドリ	テレメトリー発信機及びサル接近警戒システムを活用した追払いを実施。打ち上げ花火購入を支援し、追払いの取組みを強化する。 　また、適正な園地管理等の被害防止に対する研修を行い、放任果樹や廃果等の適切な処理などについて地域ぐるみの自衛強化の意識啓発を図る。
令和５年度	ニホンザル・ ツキノワグマ・ イノシシ・ ニホンジカ・ ハシブトガラス・ ハシボソガラス、 ムクドリ	テレメトリー発信機及びサル接近警戒システムを活用した追払いを実施。打ち上げ花火購入を支援し、追払いの取組みを強化する。 　また、適正な園地管理等の被害防止に対する研修を行い、放任果樹や廃果等の適切な処理などについて地域ぐるみの自衛強化の意識啓発を図る。

5　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　割
村山総合支庁環境課	市と連携して対応する。
天童警察署	市と連携して対応する。
天童市	関係機関と連携し対応する。
天童市鳥獣被害対策実施隊	市と連携して対応する。
天童猟友会	市と連携して対応する。

(2) 緊急時の連絡体制

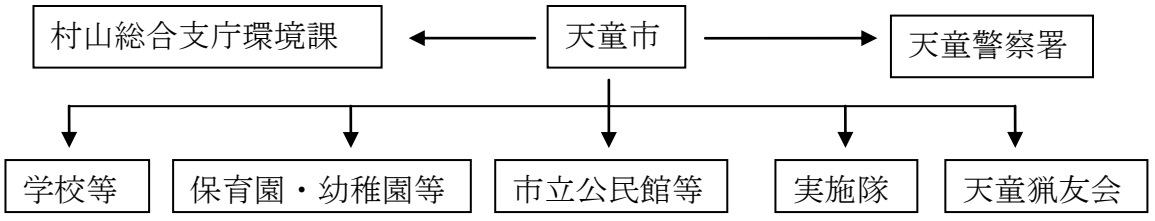

電話連絡及び広報により周知する。

6　捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却及び埋設による適正な処分を行う。

7　捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

鳥類は食用に適さないため焼却及び埋設により処分を行う。クマ、イノシシ及びニホンジカについては自家消費により活用する。

（注）1　食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、書品としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8　被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

協議会の名称	天童市有害鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役　割
天童市経済部農林課	協議会の事務運営、関係機関との連絡調整、鳥獣被害調査全般
天童市農業委員会	農作物被害状況の情報収集、各地域からの意見収集
天童市市民部生活環境課	被害状況全般の情報収集、各地域からの意見収集
天童市農業協同組合 営農販売部	農業者の被害状況把握と調整
天童市農業協同組合 果樹部会	果樹部会における被害状況の把握と調整
天童市野菜研究会	天童市野菜研究会における被害状況の把握と調整
天童猟友会	有害鳥獣の捕獲と情報提供
山口地区害鳥野ソ対策連絡協議会	山口地域における被害状況の把握と調整
田麦野鳥獣害対策連絡協議会	田麦野地域における被害状況の把握と調整
干布・荒谷地区有害鳥獣被害防止対策協議会	干布・荒谷地域における被害状況の把握と調整
津山地区鳥獣害対策協議会	津山地域における被害状況の把握と調整
山形県農業共済組合	農作物被害状況の情報収集、各地域からの意見収集
山形県村山総合支庁 農業振興課	被害防止の指導・支援及び情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　割
山形の野生動物を考える会	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
サル・イノシシ・クマ農作物被害対策協議会 （山形県村山総合支庁管内）	管内各地域の被害状況を踏まえ、総合的な被害対策について協議する。
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会	広域的な被害地域ネットワークの充実化により、効率的かつ効果的な事業実施を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

天童市鳥獣被害対策実施隊
平成２６年４月設置
事務局　天童市経済部農林課
隊員数　８２名（令和２年度）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンザルにテレメトリー発信機の装着を計画的に行い、接近警戒システム活用による追い払い体制の強化を図る。

9　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項